

哲學研究

第百五號

第九卷
第十二冊

武士道の起源及び特質（五）

高橋 俊 乘

第十二節 武士及び武士道といふ單語の起源

武士といふ單語の眞の起源は支那古代にあり、日本に於ても、奈良時代の續日本紀・萬葉集に用ひられてゐることは既に第三節に述べた通りである。支那のことは暫く除き、日本だけについて言へば、奈良時代及びそれに續く平安時代初期には武士といふ語の用例は非常に少く、かつその意味は朝臣中で武勇すぐれたものを意味し、後世の如く、一の階級としての武士を意味してゐない。一の階級としての武士といふ語の用ひられたのは平安末期に始まる。

凡そ或事、或物が新しく始められる時、始つた時より直ちに名稱の附けられる事もあり、つと後に命名される事もあるが、何か或事物が世人の注意せぬ中に習慣的に發達し、相當發達してから、始めて、かゝる事物が存在する事に世人が注目し出したとすれば、その事物の名稱はその事物の存在起源より必ず後れて附けられるに違ひない。又事物の名稱には、最初命名されたものが世人の承認する所とならず、再三改められた後に、やつと永久的の名前の附けられる事もある。

武士といふ名稱もちやうど右の實例に適合するものである。武士といふ名稱の廣く行はれ出したのは皇紀一七五〇年前後の事らしく、武士の史上に名を顯した天慶の亂より約百五十年ほど後のことである。しかし、微力ながらも武士は天慶の亂より數十年以上も前からあつた事に違ひないから、武士の名稱は存在より約二百年ほど遅れてゐる。

今その發達のあとを辿つて見ると、續日本紀以後の官撰の史籍に武士、武家、武藝之士などの語が稀に用ひられてゐるが、それは決して世間通用の語では無かつたと見えて、坂上田村麻呂が蝦夷を討つたやうな大事件にも、武士といふ語が全く用ひられてゐないのである。又その意味が後世の用法と違ふことは前言の通である。當時

朝廷の武臣は言ふまでもなく五衛府(嵯峨天皇の御代より六衛府とす)に屬してゐたから、後世なら武士と言ふべき所を衛府と言ふ事が多かつた。我が國最初の物語たる竹取物語は、その著作年代が明瞭でなく、或は延喜以前とも言ひ、或は延喜以後といはれてゐるが、その中に

六衛の官人合せて二千人の人を竹取が家に遣はず。
とある。

天慶の亂後間もなく出來た將門記(一六〇年)は言ふまでもなく武士といふ新階級間の戰亂を叙べたものであるが、まだ武士といふ語が出來てゐなかつたと見えて、兵とか軍兵とかいふ語を用ひてある。

一七七〇年頃に出來た今昔物語には武士の事蹟が多く載せてあるが大いには兵といふ語を用ひ、稀に、武者といふ語を使つてゐる。今昔物語と前後して著された水左記、帥記、扶桑畧記、陸奥話記等は、兵軍兵、兵士などの語のみを使つてゐるのであつて、武士なる語はこれらの書中には全く使つてないやうである。

武者といふ語は武士と同様に用ひられるが、これも始は官人の職名として用ひられたものらしい。宇多天皇の寛平年中(一五四年)に瀧口に親衛を置かれたが、その後、白

河上皇が院政を始められた頃(一七四六
年より始)に、北面を置かれた。これらの衛兵は共に武者又は武者所と言はれたやうであつて、小右記永觀三年(一六四
五年)二月十日の條に「武者所十人可被聽帶弓箭之由」と用ひ、日本紀畧の永延元年(一六四
六年)三月の條にある武者云々の語は瀧口の武者であり、中右記寛治四年(一七五
〇年)十一月廿九日の條に「院武者所廿人布」とあるのは後者の用例である。これらの用法が、いつしか轉じて一般の武人をさし階級としての武士を指すやうになつた。今昔物語より少し前に出來た大鏡には専ら武者の語を用ひてゐるが、この書に使つてある武者や今昔物語の武者は武士階級の中の武士の意味であつて、官職名の武者ではないやうである。

武士の語が職名から轉じて階級の義に用ひられたのは恐らく平安末期になつてからのことであつて、文献上では前記の如く一七五〇年頃から多いのである。宇津保物語は著作年代の不明な著作であつて、多くの學者は源氏物語以前のやうに述べて居るが、伊勢貞丈の如く源氏物語以後に置く人もある。いづれにしてもほゞ一六〇〇年代である。その吹上の卷の上に

舍人八人、武士舍人ども同じ數なり。

とある武士舎人は勿論職名ではあるが、その武士とは階級の武士を指すものか、武者所などの武臣を指した職名なのか、私には分らない。宇津保物語が源氏物語以前の著であるとしても、明かに武士階級勃興以後の著であることは疑ふ餘地はないのであるから、右の武士舎人を新しく勃興した武士階級より任命した舎人と解しても解しえられぬことはない。しかし、ごちらにしても、一六〇〇年代や一七〇〇年代の前半紀ごろには武士階級を武士と呼ぶ事は稀なので、讀書の範圍の狭い私には右年代頃に於て武士を後世の意味に使つた例を知らないのである。右宇津保の例以外に無いとは斷言できないが、稀な事は確に言へるであらう。

私の見た古典中で武士なる語の用例の最も古いのは中右記寛治六年(二七五)二月八日の條であつて、春日祭に上卿として勤めた中納言が歸京する道で源義綱が笠懸を射て見せた記事中に「義綱朝臣武士也」とか「武士中能射者一人」などいふ語句がある。これによれば遅くとも一七五〇年頃には武士といふ語もあつたに違ひない。しかしその盛んに用ひられたのは一八〇〇年代にはいつてからであつて、保元の亂(一八一)（六年）ごろより後の事である。従つて武士なる語は鎌倉時代(一八五)（年頃以後）にはいつて出来た書籍に多く用ひられ、それ以前は平安時代のごく末に出来た中右記本朝世紀などより

ぼつ／＼使はれてゐるのである。しかし此れら二書にも兵といふ語の方が多く用ひられてゐる。

本朝世紀久安三年(七八〇年)七月廿一日の條に次のやうな記事がある。

法皇御覽武士。散位平正弘率子姪之輩十三人皆着甲冑。又散位源重成、右衛門尉公俊等、同渡御前。重成郎從甲冑之士纏數幅之布世俗號之保呂爲禦流矢云々。永久之比、南都衆徒合戰之日、叔父重時朝臣郎從着此布云々。一族之風云々。見者足驚眼。

とあり、同廿四日にも類似の記事がある。これで見ると上達部殿上人などが武士の生活を珍しがつたことが察せられる。これによつても武士なる語がまだ都ではあまり行はれなかつたこと考へてよからう。

武士なる語は鎌倉時代でも、その用法の範圍が廣狹一定しない。愚管抄(卷五)には東國武士ハ夫マデモ弓箭ニタツサヒテ候ヘバ、此平家カナヒ候ハジ。

とあるのは、武士を廣く使つて、歩卒のやうな低い者まで武士の中にこめてあるが、愚管抄より後に出來た平家物語(流布本卷七)には

落行く平家は誰々ぞ。前内大臣宗盛公、平大納言時忠(以下公卿八人啓)。殿上人には内藏

頭信基讚岐中將時實(以下十人畧)。僧には二位僧都專親(外三人畧)。武士には受領檢非違使・衛府諸司尉百六十人、都合其勢七千餘騎云々。

とあつて武士なる名稱を非常に狭く用ひ、七千餘騎もある軍兵は武士の外に計へてゐる。恐らく、この方が原始的の用法であつて武士といふ名を用ひた最初の意味は非常に狭かつたらしい。即ち北面の武士檢非違使・衛府の諸司などに、先づ武士と稱したもののらしく、平安末期には源平の武士がこれらの諸司に任せられ、功を立てる事が多かつたから、これら源平の武人を武士と稱し、平安時代の終末ごろに後世の武士なる意義に廣く用ひられるやうになつたものであらうと思ふ。(前に引いた本朝世紀久安三年の文に見える三人の武士中、重成・重時は北面に仕へ、又檢非違使となつてゐた事は明かであるし、衛府の武臣が北面に召されたことは愚管抄一にある。かゝる例を多く集めて見ると、右のやうな推測を立てるのも強ち無理ではないであらう)

モノノフなる語も古今集の序や源氏物語狭衣物語等に多少用ひられてゐる。古今集の和文の序には

力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の中

をもやはらげ、たけきもののふの心をも慰むるは歌なり。

と記しながら、それを漢譯した漢文の序には

動天地、感鬼神、化人倫、和夫婦、莫宜於倭歌。

とあつてモノノフの事を省いて、その代り、字句を調へる爲に化人倫を入れかへてある。もはやこの頃(右今集撰上は一五六五年)のモノノフは武士の意であつたらうと思ふが、それなら漢譯するのに困難は無かりさうであるのか、かく省いてあるのは妙である。別に詮義だてするほどの理由はないのかも知らんが、疑へば疑ひうる。源氏物語桐壺の卷には

いみじきもののふ、あたかたきなりとも、見てはうち忍まれぬべき様

と述べてある。奈良朝には専ら「モノノフ」と所有格のみに用ひられてゐて、意義の明瞭でなかつたモノノフが漸く後世の武士の意味に轉じ、主語並びに客語にも用ひられて來たが、まだ平安時代にはあまり多く用ひられてゐない。

マストラヲが平安中期ごろはまだ武人を意味することなく、唯男子の意味に用ひられた事は、その頃に源順(一五七一—一六四三)が著した和名鈔に、男子の意に釋してあるので知られる。

このやうに武士なる語が武士の存在起源より遙かに遅れて用ひ始められ従つて、その一般に廣く用ひられたのは尙更後れて鎌倉時代に入つてからの事であつたから、武士道の成立し出した一七〇〇年頃には、武士道の語も無かつた事は當然のことである。しかも武士といふ新しい階級は、慣習的に發達したとは言へ、少し勢力を得て來れば、世人の注目を引きやすいから、ツハモノとか何とか名が附けられる。しかし武士道の方は眼に見えぬジツテであるから、一層命名がおくれた。

また同じく武士の努め勵むべき道でも、武藝兵法の方は、道德の方面よりもずつと具體的であり、かつ武士の實生活にとつて、ずつと實際的であつたから、武士は先づこの道に着目して武藝兵法などの技能を兵道と呼んだ。將門記の中に源經基を評して「未練兵道」と言つてあるが、この兵道は軍の駆引、戦争に用ひられる風習などを指し、それに練達してゐない事を意味したのである。

將門記の出來た頃は武士の興起しつゝあつた頃で、まだ武士道は出來てゐなかつたが、武士道の成立しつゝあつた頃の今昔物語を見ると、第廿五卷の第三話に

此ノ二人兵ノ道ヲ挑ケル程ニ

とあり、同卷の第九話に

此ノ保昌朝臣ハ家ヲ繼タル兵ニモ非ズ、□□ト云人ノ子也。而ルニ露家ノ兵ニモ不劣トシテ、心太ク手聞キ、強力ニシテ思量ノ有ル事モ微妙ケレバ、公モ此ノ人ヲ兵ノ道ニ被仕ルニ、聊、心モト無キ事無シ。

など用ひてあるが、共に武畧、武技のことである。同書第廿八卷の第三十四話に「兵ノ思エ」といふ語を使つてあるが、これは武士の心得、覺悟といふほどの語で、餘程精神的になつてゐるが、道徳的分子は少ない。鎌倉時代の軍記ものなどに多く使はれる「弓馬の道」「弓矢の道」「武畧の道」「戰鬪の道」などの語や、義貞記に使つてある「武士ノ故實」「吾妻鏡」(文治元年十月廿四日)に使つてある「勇士之故實」などいふ類の語も、多少の差こそあれ、將門記や今昔物語の「兵道」又は「兵の思え」と似た用法の語であつて、道徳的な意味が乏しい。

それよりは軍記ものに屢々見られる「武士の習」とか「弓矢とる身」など云ふ語の方が、ずつと道徳的意義を多く含んでゐることがある。

弓矢取者ノ聊モ僞タルハ、後代ノ瑾ニテ有モノヲト思ヒケレバ、(参考保元物語卷一)

弓箭取者ノ習假ニモ名コソ惜ク候へ。(源平盛衰記卷十三)

などはその一例である。

武道といふ語は武藝といふ意味にも用ひられるが、廣く武士の嗜むべき道といふ意味で、道德的精神的の意味を含ませることが少くない。保元物語(三卷)に

武ノ道、非分ノ者ヲ殺サル也。

(三卷)
の

サレバ武道ニ血氣、勇者、仁義、勇者ト云事アリ。如何ニモ仁義勇者ヲ本トス。忠宗景宗(源義朝ヲ殺シタ長田父子デアル)モ随分血氣、勇者ニテ拔群ノ者ナリシカ共、仁義ナキガ故ニ譜代ノ主君討奉リテ、終ニ我身ヲ滅シケリ。

といふ武道の用法は、外面的な武技武器よりは、内面的な人格を主としたものである。平治物語は鎌倉初期、凡そ一八七〇年頃の著作であつて、武士道の大いに發達しつゝあつた頃であるから、もとは武藝を意味した語に對して、道德的の意味を加へたものであらう。吾妻鏡(寛治元年六月五日)に「尤叶武道、有情云々」とあるのも同様の用法である。武道のかゝる用法は後世になつても多く行はれ、江戸時代の武士道書類にはいくらでも、その用例がある。大道寺友山の武道初心集の武道も、その一例であり、貝原益軒の武訓の中にも用ひてある。小説ではあるが、井原西鶴の武道傳來記も右の用法によつ

てゐる。

また士風といふ語もある。吾妻鏡(元暦元年五月十九日)に頼朝が武士が勇壯活潑な遊技を好むべきものであると言ふ意味で「是士風也」と言つたのは武士の風儀、武士の作法といふやうな意味であるが、頼朝はその語の中に「かくあるべきものである」といふ一種の理想をふくめて用ひてゐる。

なほ義貞記には「當道」といふ語を使つてゐる。足利時代の末に出來た書籍であるが、その當道はほゞ前記の武道に似た意味であつて、武士の道徳上の心得を主とし、それに戦争上の駆引進退、武藝などをもいくらか含めてゐるやうである。

かく武士道とほとんど似た「武道」などの語は鎌倉時代に早くから有つたものであるが、武士道といふ語は出來なかつたらしい。しかしその概念は確かにあつたに違ひないので、風雅集雜下に

命をはかるきになして武士の道よりをもき道あらめやは

といふ源致雄の詠歌がある。

武道と武士道とは同様の意味に用ひられるけれども、用法上の區別があつて武道

は武功を主とし、武士道は人を主としてゐることは明かである。鎌倉時代ごろの武士道は一朝事ある時、君の馬前に於て命を的に奮戦し、多年の恩顧に報いる事即ち働の方を主として考へてゐたが、働をする人の方を、あまり考へてゐなかつたから、武士道といふ語は行はれなかつた。もとより、かゝる働は武士が行ふのであるから、武士は勿論、武士の道であるけれども、概念上區別の出来る事は明かである。

武士道が戦國時代に諸國に割據した群雄によつて獎勵された頃には、室町時代に五山に於て發育しつゝあつた儒學が、次第に武士の間にも普及して來た。北條早雲がその家訓の中で

一、少の隙あらば物の本をば、文字のある物を懐に入、常に人目を忍びみべし。寢てもさめても、手馴ざれば、文字忘るゝなり。書くこと又同事。

と言つて、武士に學問を熱心にすゝめた。大内氏が文教の隆盛を計り、文臣を京都より集めて經書を講せしめたり、大内版と稱せられる書籍を版行したことや、この大内氏の文運に養はれた桂庵禪師が肥後薩摩の文運の源を開き、菊池氏の城下隈府は後に「戸々民村夜誦書」と評せられた程であり、島津氏の領國に於ける桂庵の感化は一層著しくして、多くの儒僧を出し、書籍開版も少くなかつた。織田信長も元龜四年七月

次の如き定書を出してゐる。

一、儒道之學ニ心ヲ碎キ、國家ヲ正サント深ク勵ス者、或ハ忠孝烈之者尤大切ナル事條下行等、他ニ異ニ可相計、又其器ノ廣狹能尋問可告知之事。

かゝる例はまだ少くない。鎌倉時代でも武士は世に信せられてゐる程無學ではなく、殊に鎌倉末期には儒學も武士の間に可なり盛んに講習された様であるが、全體的に見ると、概して儒學は振はなかつた。それに比し、戰國時代の武士は絶えず戰爭を事としつゝも、随分熱心に學問を勵んだ者が多かつた。かくして、人の人たる道、萬物の靈長たる所以を次第に自覺するやうになり、武士の修養として、武技兵法並びに戰場に於ける立派な振舞を磨くと共に、根本に武士の人間としての修養が考へられて來たらしい、かつ武道を行ふものが、その人であることに主眼を置くやうになつて遂に、武士道といふ語が戰國時代の末になつて出來たものと思はれる。もとより武道を行ふ者が武士その人である事は、いつの時代でも變らぬことであるから、鎌倉時代でもこれに氣づく人が有つたことであらうから、武士の道といふ語も一部には行はれたであらうと思はれるけれども、前記風雅集以外には殆ど武士の道といふ語を使つた例は遺つてゐないやうである。

雅風集は北條氏滅亡十三年目、貞和二年（二〇〇）（六年）に花園上皇の撰ばれた歌集であるから、まづは鎌倉時代の歌を集めたものと見てよい。作者源致雄の人となりについては尊卑分脈勅撰作者部類を調べて見たが見あたらなかつたので、その世系などは、今の私には分らない。（芳賀博士編の日本人名辭典には歌人五位風雅集の作家と説明してあるが、私の見た勅撰部類の五位の部には見出せなかつた）

武士道といふ語の初めて用ひられたのは、何の本であるかといふ事は、ちよつと調べにくい難問であるが、江戸時代のごく始に出來た備前老人物語、武功雜記、黒田家老士物語、加藤清正掟書などには用ひられてゐる。黒田家老士物語には

一、如水公御物語に……武士道の吟味もなく、武藝もおこたり、尤武具等も疎にしてほこりに埋れ、弓鏑の柄は蟲の住家と成云々。

とあり、備前老人物語には

秀吉公より近江六角殿へ御祝儀の時仰せられけるは、六角殿は古風の家なれば規式正しかるべしとて、禮儀をわきまへて、武士道の譽ありて器量よき人を三人撰出されて云々。

といふ例の外に尙數箇の用例がある。加藤清正掟書には

常々武士道の吟味をせざれば、いさぎよき死は仕にくき物にて候間云々。

と書いてある。

かく人を主とする傾向が出来たとは言へ武士道元來の主意は戦争に出て命を的に死力をつくして働き、主侯多年の恩顧に報いるのであるから、どこまでも武功を立てることが尊ばれる。少々道德に背いても、功名を立てた方がよい、勝つた方がよいとなりやすいのであるから、武士道といふ語が出来ても、その語はやゝもすれば、武藝や武術や軍法や、戦争の巧拙と故實などに巧者なこと、よく馴れたことの意味に用ひられた。人を主とし、人格修養を重んずるやうにはなつて來たものの、武士道の内容は著しい進歩を示してゐない。第九節に述べた如き不純な分子も多く残つてゐた。尤もこれは武士の生活そのものから生じた不純分子だから封建制度の存するかぎり、取去りにくからう。

この事は武士道といふ語の用例が江戸時代になつてからでも、武道に比べて見て、すつと少いといふ事實から見ても推察する事が出来る。井上博士有馬學士共編の武士道叢書三卷の中には武士道に關する古書を五十九部收めてあるが、多くは江戸

時代中の述作である。その中に使つてある武士道といふ語は、武道の語に比して著しく少く、武士道を書名に使つたのは全くない。(但し江戸時代著書中で武士道の語を書名に用ひた本は無いことではないのであつて、第九節に引いた武士道用鑑抄などはその一例である) かく武士道なる語の流行しなかつたのは、武士の實行した武士道、武士の考へてゐた武士道が、十分道徳化したものでなく、上に述べた如き、不純な分子が多くして、徒らに武功を競ふことを心がけたから、それにふさはしい武道の語の方が、多く行はれた爲であらう。

第十三節 江戸時代儒者の士道論の概要

附 結 論

かゝる不純な分子を出来るだけ取除いても、つと道徳的なものにしたのは江戸時代に武士道を説いた儒者であつた。中江藤樹・山鹿素行・貝原益軒・吉田松陰等がその代表者であり、大道寺友山・津輕耕道などは純粹の儒者ではないが、儒道を基礎にして武士道を説いてゐる。

江戸時代は我が國史上、珍しいほど太平が永く續いた。元和偃武以後二百年以上も干戈を動かすことはなかつた。太平の世になると、武士の生活もだん／＼改つて來た。死生の境に出入することは全くなくなつた。彼れらから古武士の意氣は次第に薄れて行く。彼れらの努むべき修養は一朝事ある時云々と口で言ひ、心で思つてゐても、かゝる事が全く起らないから、鎌倉時代ごろの武士が實生活から體得した武士の修養は全く得られなくなつた。武功の物語も昔の夢となつた。昔は武士道が實生活から江戸時代に比して比較的容易に修養せられたけれども、當代ではそれを教説として奨めなければならなくなつた。

又太平が續くと農工商の町人はその經濟力で以て武士階級を壓倒するやうになる。例へば米が多く取れると、米價が安くなるから一定の知行で暮してゐる武士は収入が激減して生活に苦しむ。かゝる場合に幕府は武士を救ふ爲に努力しなければ、武士が他の三民の上に立つて支配する方が減じ、幕府の基礎が動搖する。八代將軍吉宗は新田を多く開拓させたりして米産の増加を圖つたので、米産が著しく増して米價が大いに下つた。それで米價を騰貴させて武士を救はうとして、吉宗は晩年には貨幣を惡質に改鑄して物價の騰貴を圖つたことがある。武士は唯政治上の支

配力を有するのみで、産業・經濟・學問・藝術上では次第に町人の方が優勝の位置を占めて行つた。一體、太平の世に封建制度、武士階級を維持することは甚だ困難なことであるから、江戸時代の武士は種々苦心して政治上の權力を維持しようとしたが、結局無効に終つて遂に維持しきれなくなつたのが明治維新である。

武士であるから武藝・兵法を學び、武士の守るべき道を説いてゐるが、武士生活が太平の世には一種の矛盾であるとすれば、これらの修養も矛盾である（少くとも意義が乏しい）。それで武士には右の如き古來傳承の修養の外に儒學の講習が盛んに行はれた。武士が太平の世にその權勢を維持するためには農工商を政治上に支配し、又彼れらの道德上の模範となるより良い方法はない。かゝる方法を教へてくれるのは出世間の佛敎でなく、修身齊家治國平天下を説く世間的な儒敎であつた。江戸時代に儒敎の盛んであつたのは色々の理由もあるが、時代の要求が右のやうになつてゐたからである。かくして儒者は古來の武道に儒敎を調和して、一種新しい武士道を論じ始めた。儒敎にも支那古代の階級制度としての士、即ち卿・大夫・士の中の士の守るべき道德上の心得を説かないことではないが、それは士道とやかましく銘を打つほゞに格段の道として説かれたものでなからうと思はれる。然るに江戸時代、一部

の儒者はこの士を直ちに我が國の武士に該當させて、士道といふ教を説いた。故に中江藤樹や山鹿素行の士道論は古昔からの武士道とは餘程違つたものになつてゐる。名稱だけは武士の道であらうが、内容は儒道である。だから藤樹は

士道の吟味はいかゞ仕りたるがよく御座候や。儒の心學にて吟味したるがよく候。さなくては吟味、正眞の義理に當らぬものにて候(翁問答卷の三)

と言ひ、又

根本、士の品、上中下の三だん御入候。明德十分にあきららかに、名利私欲のわづら

ひなく仁義の大勇ありて、文武兼備りたるを上とす。云々(同卷二)

とも言ひ、更に儒道をよく學んだ者は百萬の敵にも恐れなどうか、軍法武藝等は皆義の道の分れであり、義は儒道の一色であるから、儒道は是非とも士の學ぶべき事であるとも言つた。貝原益軒はもつと簡潔に

つはものの道、儒者の道とて二道なし(武訓上)

と言つた。山鹿素行の士道論も「仁義を據として内の徳を練」(語類卷二十一 據仁義の章)ることを根本としたものであつた。

かく士道は儒教によつて説かれたけれども、その説の主旨は古からの武士道の精神を受けついでゐるのであつて、よく主君へ忠をつくし、一朝事あれば勇ましく働いて武功を立てることを勧めてゐる。これら忠勇を奨励する奥には武士階級の權勢を維持しようとする希求が、一つの強いモチブをなしてゐることは第八節で説いたことであるが江戸時代の士道も、この主意を十分受けついでゐるのであつて、武士をして政治上三民を支配する力を得しめ、道徳上彼れらの模範たらしめようと努力した。素行の士道の説の劈頭に「知己職分」と題して、

凡そ士の職と云は、其の身を顧み、主人を得て奉公の忠を盡し、朋輩に交て信を厚くし、身の獨りを慎んで義を專とするにあり。中略。農工商は其職業に暇あらざるを以て常住相從て其道を不得盡。士は農工商の業をさし置て、此道を專つとめ、三民の間苟くも人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に人倫の正しきを待つ。是士に文武之徳を知て、不備はあるべからず。されば形には劍戟弓馬の用たらしめ、内には君臣朋友父子兄弟夫婦の道をつとめて、文道心になり、武備外に調て、三民自ら是を師とし、是を貴んで、其教にしたがひ其本末をしるにたれり。こゝにおいて士の道たつて云々。(語類卷二十一)

と述べてゐるし、益軒も

凡士は萬民を養ひ助けんための官なり。昔より、其ために其職分を立てたれば、士たる人は民を憐み恵む志忘るべからず。凡そ道に志ありて義を好み、心直にして情ふかく、偽なくて慎あるは良士なり。(初學訓四)

士道論は古からの武士道の儒教化されたものである。時勢に伴なうて變容を加へただけて、本來の面目は依然として残つてゐるわけであり、その士道論は飽くまでも封建時代の武士制度に基いて立てられた教説であつた。

故に儒者の士道論は、その所説に顯はれてゐる如く古から實行されて來た武士道の不純分子を取去ることを目的としたものであるけれども、どこまでその目的が達せられたであらうか。儒教の道を日本の武士生活にあてはめる限り、武士生活そのものから起つた不純分子は取去られること難く、唯不純分子を幾分減じうるか、儒教と武士生活を中和させうるのみであらうと思はれる。武士道の教説は大いに進歩したが、實行上では著しい進歩はなかつたごとく思はれるのである。今日の多くの學者が説かれる武士道はこれら儒者の士道を受けついでものである。故に説くところは、大いに備つてゐても、歴史上に實行された武士道その物ではなく、殊に史實

から、その證徴を求めようとするやうになると、元來が儒者の理想を説いたもので、史上實行された道ではないから其の起源や特質論が、史實に合はないものとなつてしまふのである。しかも、儒者は國民道德の精華として武士道を説いてゐない。武士の道として説いてゐる。國民道德として武士道を説くのは明治以後の説であらうと思はれるが、そこに至つて、一層史上の武士道と離れた敎説となつてゐると思はれるのである。(儒者の士道論は立派なもので、それ自ら存在する價值を持つてゐるから、私は反對しようとは思はない。今日の武士道論への反駁の引合に出したままである。)

かく武士道が武士階級の間に發達したものであり、その道を敎へたモチブは武士の特權を保持することを主旨としてゐたものとすれば、武士のない時代には武士道のある筈がない。尤も武士階級の存しない時代、又は國土の中でも戦争が永くつゞけば其の將士の間に一種武士道的な行爲が行はれることもあらうが、それは一時的の現象にすぎないので、戦争の終ると共に無くなるはずである。従つて道と呼ぶほどのものではない。今日の軍人の間にも武士道からその武勇の精神の影響を受

けてゐることとは思はれるが、武士道の根本主徳たる忠(天皇へ對し奉る忠ではない)と報恩と祖先尊崇並びに孝などは武士道そのまゝでは存在しえないのであるから、今日の軍人の間には武士道は全く無いと見てよい。少くとも武士道の本來の形では決して残つてゐないと見るべきである。

(尙鎌倉時代から江戸時代に至る武士道の沿革や、江戸時代學者の武士道論については、右の論述はあまり簡短すぎるが、本稿の目的なる武士道の起源とその特質を述べる結語として、畧述したのであるから、それらを詳説することは他日に譲つておきたい)。

最後に以上の論述を約説してみると、

一、武士道は君國に對する臣民の道ではなく、武士がその直接の主人へ對する道として習慣的に發達したものである。故に武士道は國民道徳の精華ではなく、その主徳たる忠義は國民道徳と一致せず、むしろ反する事が多い。

二、それ故、武士道は武士といふ階級が出來てから後に出來たジツテであつて、武士階級の亡びるとともに亡んでゐる。武士道が上古より存在したとして、大伴氏など

の忠勇の精神を例證を引くのは無理である。大伴氏の忠勇の精神は後世の武士道と種々の點で違つてゐる。又上古のモノノフやマストラは武士の意味を持たない。三、上古に武士道があつたとして武家時代の武士道を眞の武士道の變形と考へるのは、それ自ら矛盾した考へ方である。

四、武士道は主従間の恩愛が固定するにつれて發達した道であるから、仁政を布く領主の下に發達する。さうしてその道は臣下が主君の多年の恩愛に報いようとして戰爭の起つた時、命を輕んじて勇ましく働くことを中心としてゐる。

五、主人がかゝる武勇な働を要求しても、臣下が少しも拒まないのは、一つは益々主人から恩賞を多く貰はうとする欲求があるからであり、二つには主君の權威が確立してゐるからである。故に暗弱な主君の下には武士道は發達しないし、もと發達したのも衰へ、又敗軍の後には忠義の道に背く武士が多い。

六、戰爭は一つの武士團體が他が劫された時に彼らの持つてゐる權勢や財産などを保護する爲か、或は今まで持つてゐた權勢や財産を益々擴大しようとして他の武士團の權勢や財産を奪はうとする爲に起る。従つて武士が忠をするのは彼れらの權勢維持といふことが、一の目的となる。又武士道發達の一のモチブとなつて

ある。權勢保持に努力した結果、武士の權勢は次第に増大し、遂に政權を握り、幕府を開くやうにもなつた。朝廷と幕府とが利害相反した時に、天下の武士が幕府を助けるのは不思議ではない。武士道の主旨に合した行爲である。

七 戰場に出て命を的に主君の爲に勇ましく働くことを貴ぶ故、武士は武功を立てることを心掛け、平素より武藝、兵法を學ぶことに努めた。

八 死を賭して働いて、主君より恩賞を貰はうとする考は自家撞着の考であるが、武士は命をすてゝその子孫に恩賞を受けさせようとした。武士が祖先を尊ぶ事や孝を重んずることは、これに本づく。

九 武功を立てて、主君より恩賞を貰はうとする考はやゝもすれば墮落しやすく、忠とか報恩の爲に勇ましく働くよりも、武功を立てゝ恩賞を受けることを専らとするやうになる。更に墮落すれば命を全うして恩賞だけを求めるやうになるものであるから、武士道の墮落し衰微する原因は武士道そのものの中に最初から在つたものである。(完結大正十三年十一月)

補正

同	同	同	同	同	同	同
四八	五四	六〇	六四	六五	八九	九五
七	一四	五	一	一	七	三
承久記 四八ノ一、四九ノ二、五〇ノ六、五六 ノ一〇、六二ノ一二、にある承久記も同様	室町中期 勇士の間のみ	四百人 「つきよとつてゐる矛盾」の下へ、下の句を入 れる。	護良親王	書記		

承久軍物語（承久記は二種あり、二卷本の方
は承久記といふ。私に六卷本を引いたので區別
する爲、右の如く改めておく）
或は末期かも知れない。
勇士の間のみ
東寺長者補任には二百八十餘人さある。
（即ち死んで恩賞を貰はうとする考）
護良親王
書記